

市府民税、軽自動車税（ミニバイクなど）、償却資産の申告など

●市・府民税の申告について

平成 28 年度の市・府民税の申告を受付します。郵送による提出も可。（市・府民税の申告書が届いた方は、同封のしおりを封筒としてご利用いただけます。）

[受付期間] 2月15日(月)～3月15日(火) (土曜・日曜を除く)
9:30～12:00、13:00～16:30

[受付会場] 市役所本館 1 階ロビー

◆申告しなければならない人

本市在住（H28.1.1 現在）で、平成 27 年中に次の要件に該当する人。

- ・営業、農業などの事業を営んでいる人
- ・大工、左官などの日雇いで所得があった人
- ・生命保険、集金などの外交員で報酬の合った人
- ・家賃、地代などの所得があった人
- ・給与所得者で ①勤務先から給与支払報告書が提出されていない人
 ②給与以外の所得があった人 ③ 2 箇所以上からの給与の支払を受けていた人
- ・公的年金受給者で ①年金以外の所得があった人 ②各種所得控除を受けようとする人

また、申告書が届いた方で、平成 27 年中に無職や無収入の人も申告にご協力ください。ただし、税務署の確定申告を必要とする人や勤務先から給与支払報告書が提出されている人、ふるさと納税のワンストップ特例制度を適用されている人は必要ありません。

市・府民税に関連した各種証明書発行や、国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証などの交付、介護保険料・保育園および幼稚園の保育料の算定などに申告が必要です。

①申告に関して必要な書類等を必ずご持参ください。

(例) 給与の源泉徴収票、年金の源泉徴収票、生命保険の控除証明等

②医療費の申告をされる方について

領収書の合計額計算および明細書のご準備をお願いします。

●ミニバイクなどの廃車や移転の手続きはお済みですか？

軽自動車税は、4月1日現在登録している所有者（使用者）に課税します。バイクや軽自動車などを廃車や譲渡したり、所有者が転出したりするときは、表の区分により手続きしてください。（4月2日以降に廃車や譲渡された場合は、平成 28 年度の軽自動車税がかかります。ご注意ください。）3月下旬は窓口が大変混雑することが予想されますので、廃車などの手続きは比較的空いている3月中旬までにお済ませください。

申告区分	受付場所	必要な書類など
原動機付自転車 (ミニバイク)	市役所税務課 (8 番窓口)	販売証明書または申告済証、ナンバープレート、印鑑（名義変更の場合は新・旧）、免許証の写し
軽二輪 小型二輪など	和泉自動車検査登録事務所（和泉市上代町官有地） ☎ 050-5540-2060	検査証または届出済証、ナンバープレート、印鑑、住民票、自賠責保険証明書など ※ 詳細は左記連絡先へ問合せ
軽自動車	軽自動車検査協会大阪 主管事務所和泉支所 (堺市西区山田 2-190-3) ☎ 050-3816-1842	検査証、ナンバープレート、印鑑、住民票など ※ 詳細は左記連絡先へ問合せ

◆ミニバイクなどの盗難にあった場合は、ただちに警察署へ盗難届を出すとともに、市役所税務課にも届け出てください。

<問合せ> 税務課 総務担当 ☎ 958-1111 内線 1570・1571

●市民税・府民税の均等割額の変更

大阪府では、森林の有する災害防止をはじめとする様々な公益的機能を維持増進するための環境の整備に必要な財源（森林環境税）を確保するため、平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間、個人の府民税均等割額に 300 円加算します。

均等割額	平成 27 年度	平成 28 年度
市民税	3,500 円	3,500 円
府民税	1,500 円	1,800 円
合計	5,000 円	5,300 円

※ワンストップ特例制度とは

本来、確定申告や市・府民税申告をする必要のない人が、特例制度を適用したふるさと納税を申し込んだ場合、寄附金控除の申告が不要となり、住民税と所得税のどちらも課税額が発生する方のみ、所得税相当分を住民税に合算して控除する制度です。

※同制度の適用を受け、医療費控除等の申告をされる方は、同制度の対象外となるため、所得税相当分の適用が受けられません。ふるさと納税すべての控除を受ける場合は、寄附金額、寄附先の分かる領収書と一緒に、税務署（すばるホール）で確定申告をしていただく必要があります。※確定申告を必要とせず、市・府民税の申告のみで医療費控除等を申告される場合も、寄附金額、寄附先の分かる領収書が必要になります。

◆**ご案内**◆ ご自分で作成された税務署の確定申告書は、市・府民税の申告期間中であれば、市役所本庁 1 階ロビーの受付会場でお預かりし、富田林税務署へお届けします。

<問合せ> 税務課 市民税担当

☎ 958-1111 内線 1520・1530・1580

●償却資産の申告はお済みですか？

償却資産（法人や個人が、事業や営業のために所有する機械、装置、車両、運搬具、工具、器具、備品など）は、固定資産税の課税対象です。所有者は、資産の多少、移動の有無にかかわらず、毎年 1 月 1 日の資産状況を申告しなければなりません。平成 28 年度の申告書提出期限は **2 月 1 日(月)**です。平成 28 年 1 月 1 日現在、市内に償却資産を所有している法人および個人で、まだ申告書を提出していない場合は早急に申告書を提出してください。申告書が届かない場合や、初めて申告される場合、やむを得ない事情により申告が遅延する場合は、必ずご連絡ください。また、資産がない、休・廃業をされている場合でも、その旨の申告が必要です。

※ eLTAX（電子申告）の利用も可能です。詳しくは、eLTAX ウェブサイトをご覧ください。※ マイナンバー（社会保障・税番号）制度に伴い、「個人番号又は法人番号」の記載が必要となります。

<問合せ> 税務課 固定資産税担当

☎ 958-1111 内線 1550・1551

「市税催告コールセンター」を開設しています。

市税（市・府民税（普通徴収・特別徴収）、固定資産税、軽自動車税、法人市民税）の納期限から一定期間を過ぎても市において納付確認ができない方に対して、専門オペレーターが市税の未納をお知らせするとともに、納付のご案内を行います。

[業務時間]

月曜～金曜 9:00～17:30

(第 2、3 木曜 9:00～20:00、第 3 日曜 9:00～17:30)

※ 2 月のみ 18 日(休)・25 日(休)で実施します。

※ 土曜、上記以外の日曜、祝日、年末年始の市役所閉庁日は業務を行いません。

◆振り込め詐欺など不審電話にご注意ください！

「市税催告コールセンター」から、還付金の案内や納付のために ATM（現金自動預け払い機）の操作を求めることは一切ありません。

<問合せ> 税務課 納税相談担当

☎ 958-1111 内線 1440・1450